平成28年度における新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン関係予算（案）概要

参考資料3

28’予算案　23億円

背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的なニーズを有する場合や分野横断的なニーズ等への対応が課題

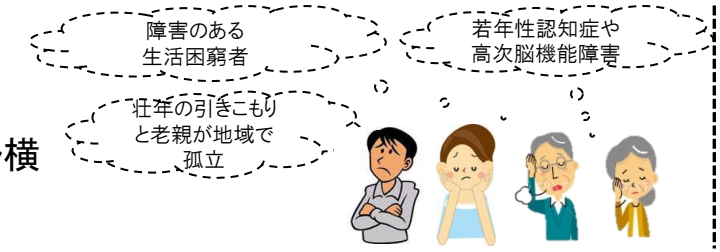

②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

課題解決のための取組

地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み

○ **地域包括支援体制の構築**
- 多機関・他分野協働による新たな地域包括支援システムを構築

○ **ひとり親家庭相談窓口のワンストップ化**
- 子育て、生活、就業相談をワンストップで行える体制を整備

○ **生活保護受給者等の居住確保**
- 在宅生活の見守りや福祉サービスとの連携の下、居住確保を支援

○**民間セクターの持つ優れた社会課題解決方法の活用**
- 児童福祉、生活困窮者施策、認知症施策の分野で効果を測る客観的な指標を開発　など

サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上

○**介護現場のニーズを踏まえた介護ロボット等の開発・普及の加速化**
- 介護ロボット等開発の着想段階から現場のニーズの反映や開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築などの取組を支援等

○ **効果的・効率的な介護サービス提供のためのモデル事業の実施等**
- 介護施設や事業所等のICT等の活用による業務効率化のモデル事業を実施（生産性の向上、事業者間連携等）

など

新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保

○**潜在介護人材・保育士対策の強化**
- 離職した介護人材の返還免除付き再就職準備金貸付制度の創設、届出システムの構築による再就職支援（※）
- 潜在保育士の返還免除付き再就職準備金貸付制度や保育補助者雇上費等についての貸付制度の創設（※）

○**質の高い介護人材の養成の推進**
- 介護福祉士を目指す学生に対する返還免除付き学費貸付制度の拡充（※）

○**多様な人材の参入促進・定着**
- 中高年齢者を対象とした入門的研修、介護施設・事業所内保育所の整備・運営、優良な雇用管理改善の取組のコンテスト・表彰の実施（※）　など

（※は27補正で計上）

「地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築」に関する事業一覧

＊所管部局　社：社会・援護局（社会）、児：雇用均等・児童家庭局、老：老健局、障：障害保健福祉部　　〔単位：千円〕

視点	番号	事業名	所管部局＊	28年度 予算案
〈各論1〉 ニーズに対応できる地域の福祉サービスの提供の仕組み	1-1	包括的な相談システムの構築	社	500,000
	1-2	福祉のまちづくりアワード選考・開催委託費	社	9,587
	2	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業（ひとり親家庭集中相談体制の整備）	児	181,100
	3	生活保護受給者等の居住確保の推進	社	529,500
	※	社会福祉法人制度改革への対応	社	－
	4	生活保護制度の見直し検討のための調査・研究	社	232,048
	5	生活保護における年金調査の推進	社	300,000
				1,752,235
〈各論2〉 サービスを効果的に提供するための生産性の向上	6　介護ロボット・福祉用具の開発・普及			
	6-1	介護ロボット開発等加速化事業	老	304,627
	※	介護従事者の業務効率化・負担軽減推進事業（介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業・ICTを活用したペーパレス化モデル事業）	老	－
	※	介護ロボット等導入支援特別事業	老	－
	6-2	（ロボット技術を活用した自立支援機器開発促進（障害者自立支援機器等開発促進事業）	障	83,200
	6-3	地域における障害者自立支援機器の普及促進事業（地域生活支援事業）	障	464億円の内数

	7　効果的･効率的な介護サービス提供のためのモデル事業			
	7	居宅サービス事業所における業務効率(ペーパーレス)化促進モデル事業	老	125,544
	8　質の高い介護人材の確保(各論3で後述)			
	※	介護福祉士等修学資金貸付金事業	社	(－)
	※	離職した介護福祉士の届出システムの構築	社	(－)
				513,371
〈各論3〉 新たなシステムを担う人材の育成･確保	※	【再掲】介護福祉士等修学資金貸付金事業(№8-1)	社	－
	※	【再掲】離職した介護福祉士の届出システムの構築(№8-2)	社	－
	※	潜在保育士の再就職支援	児	－
				－
合　　計				2,265,606

番号欄の「※」は、平成27年度補正予算にて計上。

No.１－１

多機関の協働による包括的支援体制構築事業（再掲）

28’予算案　5億円

○福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。

○具体的には、市区町村が実施主体となって、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。
① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
④ 地域に不足する社会資源の創出を図る。

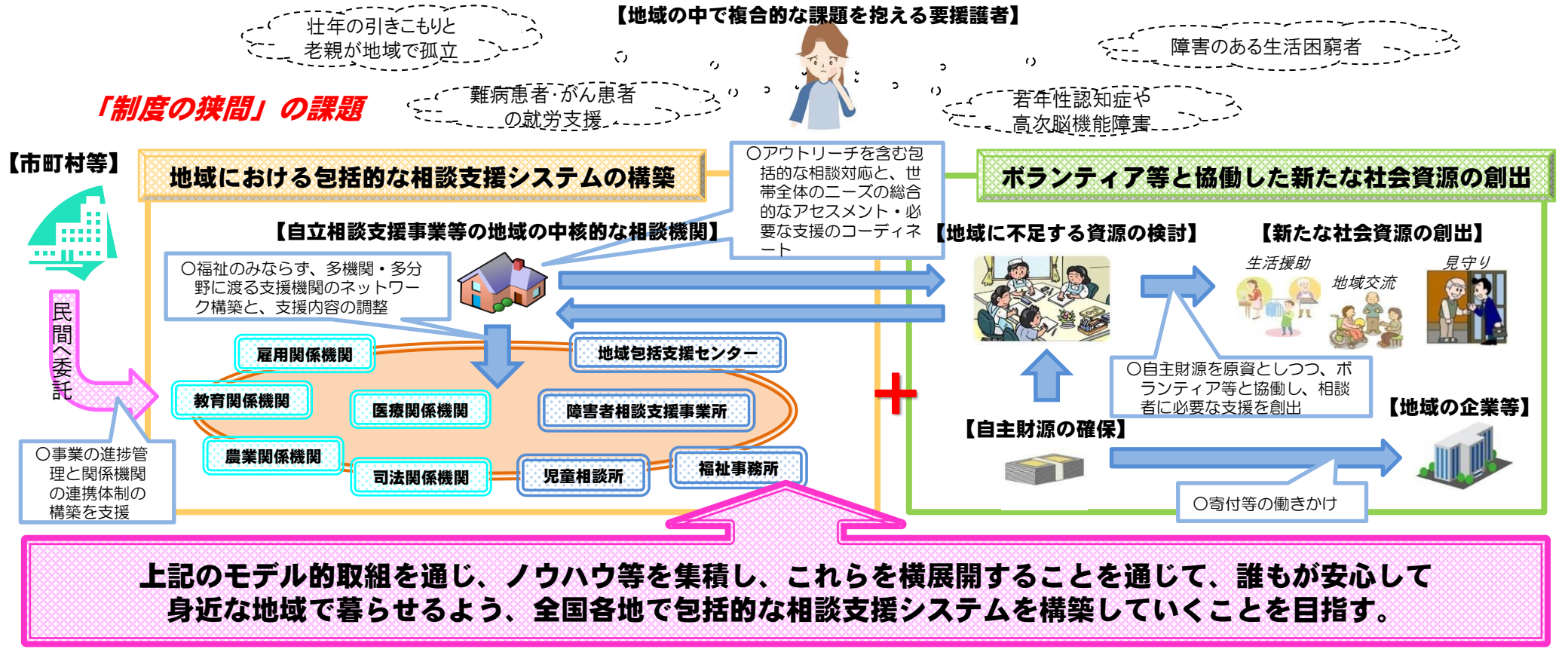

上記のモデル的取組を通じ、ノウハウ等を集積し、これらを横展開することを通じて、誰もが安心して身近な地域で暮らせるよう、全国各地で包括的な相談支援システムを構築していくことを目指す。

現行の地域における分野別の相談窓口

参考

分　野	関係機関等	具体的な支援メニュー（例）
福祉相談窓口	自治体本庁	各種福祉制度等の相談、年金、障害者手帳取得等の各種申請等
	福祉事務所	生活保護制度の相談
	社会福祉協議会	生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、ボランティア活動等
仕事・就労	ハローワーク、地域若者サポートステーション、職業訓練機関、就労支援をしている各種の法人・団体（認定就労訓練事業の事業所を含む）等	求人情報提供、職業相談・職業紹介 求職者支援制度、職業訓練、就労の場の提供等
家計	家計相談支援機関、日本司法支援センター（法テラス）、弁護士（会）、消費生活センター（多重債務者等相談窓口）等	多重債務等の問題解決、家計からの生活再建支援等
経済	商店街・商工会議所、農業者・農業団体、一般企業等	就労の場の提供、職業体験、インターンシップ等
医療・健康	保健所、保健センター、病院、診療所、無料低額診療事業を実施する医療機関	健康課題の把握・解決等
高齢	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等	高齢者の相談支援等
障害	障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所等	障害者の生活および就労等に関する相談支援、障害福祉サービスの提供支援等

分　野	関係機関等	具体的な支援メニュー（例）
子育て・教育	家庭児童相談室、児童家庭支援センター、児童相談所、地域子育て支援センター、その他子育て支援機関、学校、教育機関、ひきこもり地域支援センター、フリースクール、学習支援機関等	虐待・DV等の相談支援、子育て支援、ニート・ひきこもりの相談支援、学習支援、居場所の提供等
刑余者等	更生保護施設、自立準備ホーム、地域生活定着支援センター等	刑余者や非行のある少年等に対する自立更生のための相談支援（生活基盤確保、社会復帰・自立支援）等
地域	民生委員・児童委員、地域住民、町内会・自治会、社会福祉法人、ＮＰＯ、ボランティア団体、警察、日常生活に関わる民間事業者（郵便・宅配事業者、新聞配達、コンビニエンスストア、電気・水道・ガス等の公共インフラ事業者）等	対象者の把握・アウトリーチ、見守り活動、社会参加支援、居場所の提供、ピアサポート等

No.１－２

福祉のまちづくり！アワード選考・開催委託費

28’予算案　0.1億円

○　家族関係や地域社会の変容等に伴い、福祉ニーズの多様化、抱える困難の複合化、必要な支援の複雑化が進むとともに、人口の減少局面に入っていることを踏まえ、誰もが支え・支えられる社会の実現を目指しつつ、これまで以上に地域の実情を踏まえた効果的かつ効率的な福祉サービスの提供体制を構築していくことが必要。

○　そうした中で、例えば、複合的な課題に対応できる包括的な相談支援体制を構築する取組や、対象者を問わない総合的なサービス提供の取組、生産性の高い効率的なサービスを提供するための取組など、自治体における創意工夫ある効果的な取組事例について、全国で横展開を図っていく観点から、これらを集約し、広く周知を図るとともに、関係者を集め、自治体からの事例発表、当該事例についての有識者による講評などを行う「福祉のまちづくり！アワード」（仮称）を開催する。

国（実施主体）

委託

民間団体

○「包括的支援体制構築事業」実施自治体を含め、地域福祉のまちづくりに取り組む数十箇所程度の自治体の取組内容をヒアリング・調査の上、整理。

①先進的な福祉のまちづくりに取り組む自治体の取組状況を整理

各自治体の取組状況は事例集として取りまとめ、広く周知

②委員会の開催

（数カ所程度を選定）

○　委員会は、学識者、自治体関係者、福祉団体関係者などから構成。
○　事例集の選定基準の整理。
○　特に先進的な取組事例を選定。

○　先進自治体の取組事例を広く周知・共有するためのシンポジウムを開催。
○　シンポジウムでは、数カ所程度の先進自治体が自らの取組内容について、プレゼンを行う。

③「福祉のまちづくり！アワード」の開催

No.2

自治体の窓口のワンストップ化の推進

28’ 予算案　1.8億円

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口に確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、**ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備**

ひとり親家庭

新 スマートフォン等で**支援情報ポータルサイトにアクセス可能に**

子供の未来 応援国民運動ホームページ

新 **窓口の愛称・ロゴマークを設定**

生活困窮者自立支援制度の相談窓口
（福祉事務所設置自治体の窓口(直営)又は民間団体(委託)）

協力

支援ナビ

離婚届、転入届 保育園の手続 児童扶養手当等の窓口

新 **支援ナビを配布 ひとり親窓口に誘導**

ひとり親支援の相談窓口
（福祉事務所設置自治体の相談窓口）

相談員が寄り添い型支援

↑ 相談の水準の向上（活動マニュアルの作成等）

母子・父子自立支援員　就業支援専門員

※NPO法人等の民間団体への一部委託も可

協力

新 **携帯メールを活用した双方向型の支援**

○来所相談予約の申込み（ひとり親→行政）　○支援情報の定期的な配信（行政→ひとり親）

新 **集中的な相談体制の整備**
児童扶養手当の現況届の時期（8月）等に集中的に相談

関係機関等

- ハローワーク
- 母子家庭等就業・自立支援センター
- 弁護士等
- 公営住宅担当部局
- UR、民間賃貸事業者
- 婦人相談所 婦人保護施設 母子生活支援施設等
- 子育て世代包括支援センター
- 保育所等担当部局
- NPO法人 社会福祉法人等

※平成27年度補正予算案で相談窓口の充実等に必要な備品購入等を補助。

No.3

生活保護受給者等の居住確保の推進

28’予算案　5.3億円

趣　旨

○　平成27年5月の川崎市の簡易宿泊所火災を踏まえ、簡易宿泊所に入居する生活保護受給者の居住の確保を推進するため、国土交通省と連携しつつ、転居支援の充実・強化を図ることが必要。

○　また、平成27年7月からの住宅扶助基準見直しの円滑な施行を図るため、生活保護受給者に対する安価で質の良い住居確保の支援を図るとともに、貧困ビジネスへの対応として劣悪な施設からの転居支援を行うことが必要。

○　このため、平成25年度から実施してきた「居住の安定確保支援事業」を充実・強化し、全国的な支援を実施する。

現状・課題

（生活保護受給者）

○　簡易宿泊所等に居住する高齢受給者の増加

○　平成２７年７月からの住宅扶助基準の見直しの円滑施行のため、安価で質のよい住居確保の支援が必要

○　いわゆる貧困ビジネスへの対応

○　新たな住宅における近所つきあいなど転居に伴う不安

（家主等）

○　空き部屋の増加に伴う収入減

○　安定的な家賃収入の確保

○　入居者に対する見守り支援

事業内容等

１　事業内容

①　安価で質の良い住宅のリスト化

②　不動産業者への同行や現地確認による民間アパートへの入居支援

③　在宅生活を送る上で必要な見守りや受給者の課題に応じた寄り添い型支援の実施

④　居住支援協議会、不動産仲介業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携強化

⑤　家賃の代理納付の促進

※　生活困窮者の居住確保についても、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関と連携して必要な支援を実施する。

２　実施主体

都道府県、市、福祉事務所を設置する町村

※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

３　補助率　３／４

No.4

生活保護制度の見直し検討のための調査・研究（本省費）

28’ 予算案　2.3億円

概　要

○ 生活保護制度については、次期生活扶助基準の検証（平成29年度）にあわせ、年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた保護のあり方や更なる自立促進のための施策等の制度全般について、予断なく検討し必要な見直しを行うこととしている。

○ このような状況を踏まえ、次期生活扶助基準の改正や生活保護制度の見直しの検討のため、
① 一般世帯及び生活保護世帯の生活実態の調査
② 保護動向等の詳細な把握及び分析等
を行う。

①家庭の生活実態及び生活意識に関する調査

1 概要

一般世帯及び生活保護世帯の生活実態を調査し、今後の生活保護制度の見直しに係る基礎資料とする。

2 要求内容

平成28年国民生活基礎調査及び平成28年度社会保障生計調査の後続調査として一般世帯及び生活保護世帯に対する生活実態を調査するために必要な費用及び集計・分析費用

3 調査の対象及び調査内容

・調査対象　一般世帯：平成28年国民生活基礎調査（所得票）の調査対象世帯（約3万世帯）
生活保護世帯：平成28年度社会保障生計調査の調査対象世帯（1，110世帯）

・調査内容（検討中）
生活実態及び生活意識に関する調査（普段の生活、耐久財の保有状況、親族・近隣とのおつきあい、住環境　等）

・調査実施時期　平成28年7月

4 所要額　58，448千円

②保護動向等の適切な把握及び分析等

1 概要

保護動向等を詳細に把握・分析等を行い、今後の生活保護制度の見直しに係る基礎資料とする。

2 要求内容

世帯類型間の移動件数や平成27年度改正の住宅扶助基準への対応などを把握するためのシステム改修費及び民間シンクタンクへの分析

3 対象及び内容等

（1）生活保護業務データベースの改修
・世帯類型間の移動件数
・住宅扶助基準に対応する最低面積水準の状況　など

（2）保護動向等に係る調査・研究
・保護動向や保護に至る要因の詳細な把握・分析
・改正生活保護法の施行状況等の把握　等

4 所要額　173，600千円

生活保護における年金調査の推進

（平成28年度予算額（案）） 3.0億円

政府要請

○　「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）においても、「生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を行う」とされている。

要求要旨

○　改正生活保護法（平成26年7月1日）において、福祉事務所の調査権限が拡大されたことに伴い、年金調査等の重要度が増大。

○　年金調査員（年金事務所ＯＢ等）の配置による専門性の高い年金調査（年金加入歴、実際の職歴、年金保険料の収納状況等の確認）の実施が必要。

○　要保護者が適切に年金を受給することにより、生活保護の適正化が図られる。

事業概要

年金調査員による年金調査について、保護申請時のケースにも対象を拡大する。

（参考）改正生活保護法（施行期日：平成26年7月1日）

福祉事務所の調査権限を拡大
- 「資産及び収入」に限定されている調査事項について、就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況等を追加。また、調査対象に過去に保護を受給していた者を追加
- 福祉事務所が行う官公署等への情報提供の求めに対して回答を義務付ける

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）（抜粋）

（生活保護等）

足下の経済雇用情勢を踏まえ、就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分に取り組むとともに、生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を行う。（以下、略）

事業イメージ

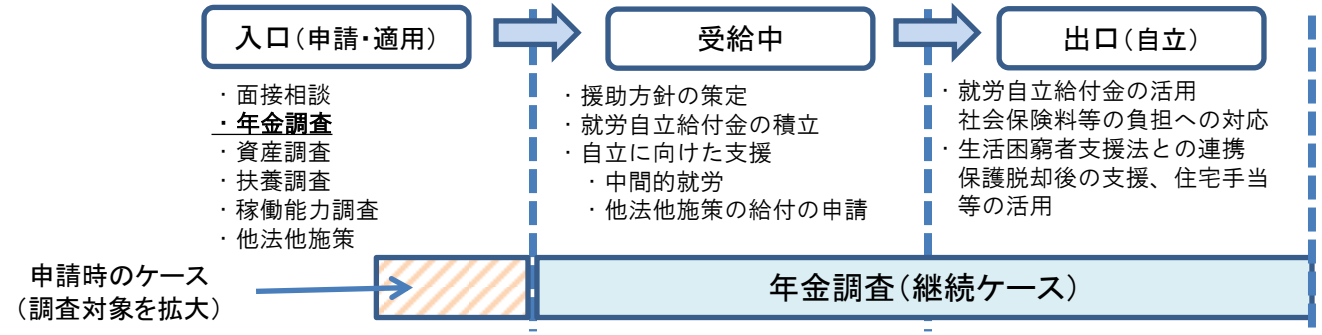

No.6－1

介護ロボット開発等加速化事業（新規）

28’予算案 3億円

概　要

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場ニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

事業内容

○ ニーズ･シーズ連携協調のための協議会の設置

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

○ 福祉用具･介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

○介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

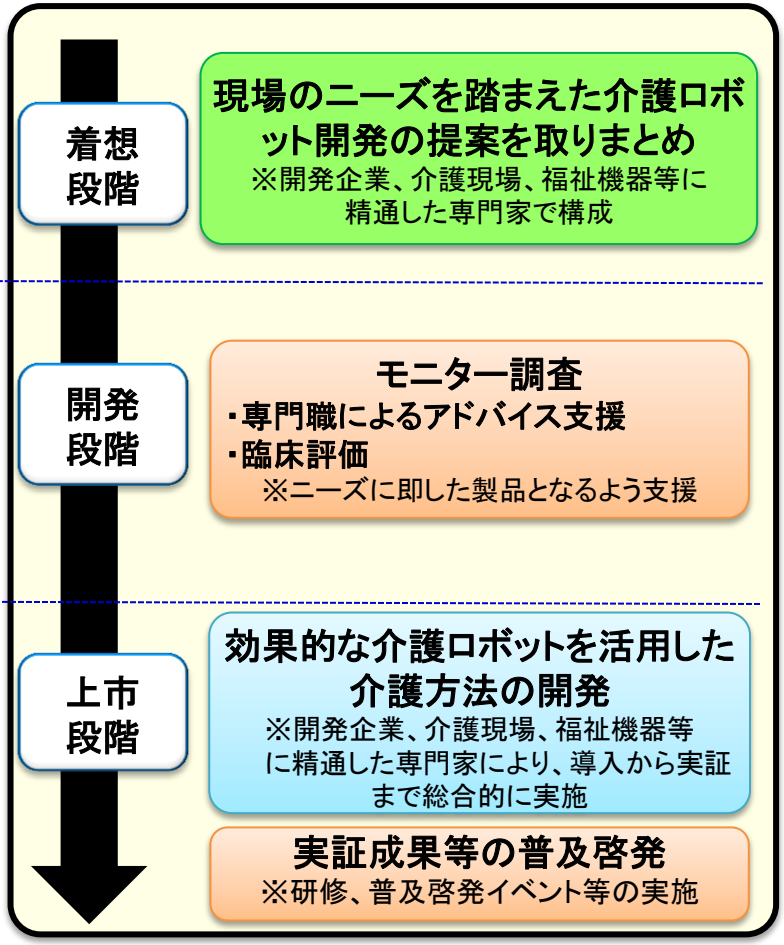

No.6－2

障害者自立支援機器開発促進事業

28’予算案 0.8億円

【事業内容】

○ マーケットが小さく事業化や実用的製品化が進まない障害者自立支援機器について、企業等が障害当事者と連携して開発する取組に助成を行い、新たな企業の参入を促し、各企業が適切な価格で障害者が使いやすい機器を製品化し、普及を図る。

○ 加えて、筋電義手(※)など、ロボット技術を活用した障害者向けの自立支援機器の開発促進を図る。

※ 筋電義手

筋収縮時に発生し皮膚表面で計測される表面筋電位を用いてロボットハンドを制御する電動義手であり、手指欠損者は、ロボットハンドが搭載されたソケットを断端部に装着し、義手として操作する。

《実用的製品化開発の流れ》

シーズとニーズのマッチング

開発者や研究者が持つ「シーズ」と障害当事者や福祉事業所の職員等が持つ「ニーズ」のマッチングを目的とした交流会を開催

ニーズを持つグループ（ユーザー側）

障害当事者、家族
福祉事業所の職員等

実際に福祉機器を利用等した上で、機器の改善点や機器に関するニーズ等を開発側に伝える。

シーズを持つグループ（開発側）

開発企業、大学の研究者、リハ研究所等

福祉機器の展示･デモンストレーションのほか、障害当事者との意見交換を実施。

障害者のニーズを的確に捉えた障害者自立支援機器の開発着手

開発着手 ～ 試作 ～ 実証実験 ～ 製品化

《障害当事者・障害関係団体等》

実用的製品化

製品の普及

開発された新製品等を公開し、障害者等に普及

No.6－3

地域における障害者自立支援機器の普及促進事業

平成28年度予算（案）：
地域生活支援事業（464億円）の内数

【事業目的】

地域において障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器（ソフトウェア等含む）を広く普及する拠点となる「障害者支援機器活用センター」を都道府県庁所在地等に設置し、支援機器に関して、開発企業・販売者、支援者、行政職員、その他関係者等が連携した上で普及促進を図ることにより、支援機器を活用した障害者の社会参加や自立の促進を図る。

【実施主体】　都道府県、政令指定都市 （委託可）

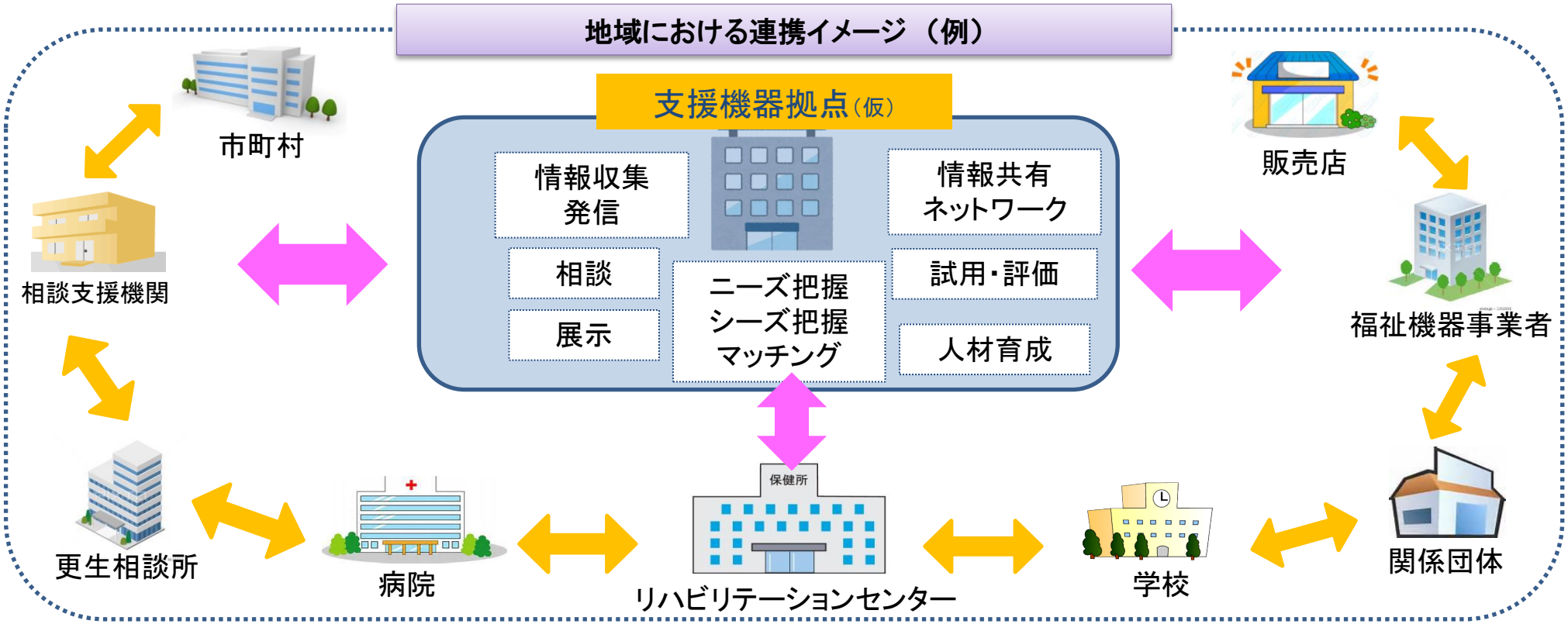

No.7

28’ 予算案 1.3億円

居宅サービス事業所における業務効率（ペーパーレス）化促進モデル事業

１．概要

居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所等におけるＩＣＴ等の活用による効果的・効率的なサービス提供や事業所間連携を促進し、生産性の向上を加速化することの一環として、ＩＣＴ技術の活用によるペーパーレス化の普及拡大を図る。

２．事業内容

（1）ICTを活用したペーパーレス化の取組に係るモデル事業

① ペーパーレス化による業務改善の効果検証
- ICTを活用したペーパーレス化が市町村の指導監査などの業務に与える課題の把握・分析
- ICTを活用したペーパーレス化による業務改善の効果測定

② ICTを活用した事業所内外の情報連携の効果検証
- ICTを活用した事業所内外の情報連携による業務改善の効果測定

（※）ICTを活用したペーパーレス化の例
- 手作業で行われている事業所内業務（個別サービス計画やサービス提供後の実施記録作成等）についてICT機器を活用
- 書面で保管されている諸記録（個別サービス計画、実施記録等）を電子化

（2）「ペーパーレス化の実施に向けた手引き」の策定

（その他の留意事項）
- 平成27年度において、ICT活用の有無に応じた業務プロセス等の実態把握及び比較分析を先行調査として行い、ここから得られた知見を踏まえ、平成28年度において本事業を実施。
- また、介護分野における生産性向上に資する取組として、老人保健健康増進等事業を活用し、先進的なICT活用の取組事例の収集等を別途実施。
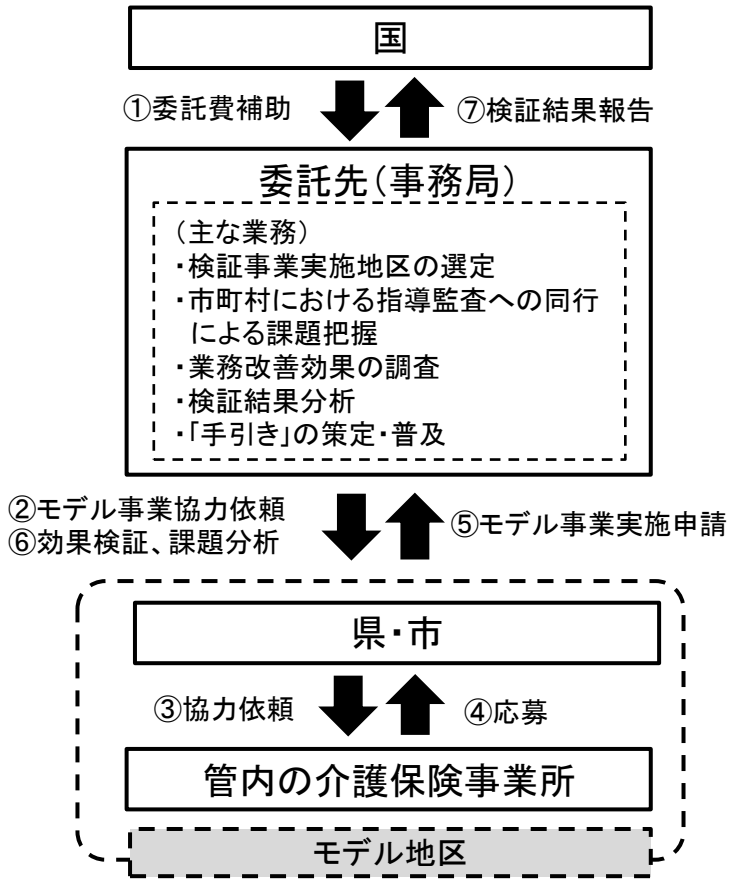
３．事業の流れ